



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

社 名： 株 式 会 社 ア ー ク  
代 表 者 名： 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 康 夫  
(コード番号： 7873 東証第一部)  
問 い 合 せ 先： 執 行 役 員 河 本 俊 之  
TEL： 06 (6260) 1040

## ストックオプション（株式報酬型）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、当社の業績向上に対する意欲や士気高めるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的に、当社取締役及び執行役員に対して、ストックオプションを割り当てることに関し、会社法第 236 条第 1 項、第 238 条第 1 項及び第 2 項並びに第 240 条第 1 項に従い、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本件決議は平成 24 年 6 月 26 日開催の第 44 回定時株主総会においてご承認いただきました取締役に対する新株予約権割当の内容に基づくものであります。

また、本件により割り当てられた新株予約権の権利行使時に付与する株式については、当社が市場から新たに取得する自己株式を予定しており、当該自己株式の取得を正式に決定次第、情報開示いたします。

### 記

1. 新株予約権の名称  
株式会社アーク 第 1 回 新株予約権
2. 新株予約権の総数  
550 個とする。  
上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数  
当社取締役 3 名 340 個  
当社執行役員 14 名 210 個
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。  
なお、下記 1 4. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めな  
いときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用す  
る。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会におい  
て承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の  
日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日  
の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他こ  
れらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必  
要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使すること  
により交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数  
を乗じた金額とする。

#### 6. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出  
した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当せず、  
会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と  
新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

#### 7. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年8月3日から平成28年6月29日までとする。

#### 8. 新株予約権の行使の条件

当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関 する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社  
計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額と  
し、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、  
上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じ  
た額とする。

#### 10. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主  
総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予  
約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社  
の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取

得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

#### 1 1. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 1 2. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、4. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
7. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、7. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
9. に準じて決定する
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件  
8. に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

10. に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 新株予約権を割り当てる日

平成27年6月29日

15. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを16. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

16. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

17. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行大阪営業部（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

18. 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

19. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

20. 発行要項の公示

当社は、その本店（統括本部）に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

21. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、取締役会決議によるものとする。

以上